

第3回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月21日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議案第96号～議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○閉議の宣告	10
○町長あいさつ	10
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

鏡石町告示第44号

第3回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年11月14日

鏡石町長 木 賊 政 雄

記

1. 期 日 平成20年11月21日(金)午後1時00分

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成20年第3回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成20年11月21日(金)午後1時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第96号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第97号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第98号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 政 雄 君 副 町 長 大 河 原 直 博 君
教 育 長 佐 藤 節 雄 君 総 務 課 長 木 賊 正 男 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 面 川 廣 見 主 任 主 査 相 楽 信 子
局 長

開会 午後 1 時

開会の宣告

議長（仲沼義春君） ただいまから、第 3 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
会議規則第 2 条による欠席の届け出者は、皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

8 番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8 番（議会運営委員長 今泉文克君） みなさんこんにちは。

第 3 回鏡石町議会臨時会議事日程表

〔以下、「議事日程表」により報告する。〕

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） みなさんこんにちは。

年末を控え寒さも一段と厳しさが増してまいりました本日、第 3 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、福島県人事委員会の勧告に基づく、町職員の給与に関する条例の一部改正をはじめとする関係条例改正議案 4 件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくお願いを申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13 番円谷 寛君、14 番、円谷寅三郎君、1 番、深谷莊一君、を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

議案第96号～議案第99号、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第96号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第6までの4件を一括議題とすることに決しました。

議長（仲沼義春君） 局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔議案第96号～議案第99号までを朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君）

ただいま一括上程されました、議案第96号から議案第99号までの4議案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

人事院は、本年8月8日に国及び内閣に対して勧告を行いました。これを受けて福島県人事委員会は、10月6日県に対し県職員の給与と民間給与との格差0.18%をうめるため、給料月額を引き上げ改定を行うとともに、期末勤勉手当を0.02月分引き下げ年間4.43ヶ月とするよう勧告を行ったところでございます。

町といたしましては、従来どおり県人事委員会勧告に準拠し改定を行うものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明申しあげます。

1ページでございます。議案第96号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、2ページでございますけれども第5条第2項中100分の175を100分の173に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、平成20年12月1日から施行すると規定したものでございます。

次に3ページでございます。

議案第97号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思えます。

第3条第2項中、100分の175を100分の173に改めるものであります。附則といたしましては、前議案同様20年12月1日から施行するとしたものでございます。

次に、5ページでございます。議案第98号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます

6ページでございます。本条例につきましても第2条第2項中期末手当の支給率について12月に支給する場合の支給率を100分の175を100分の173に改めるものであります。

附則につきましては、前議案同様、施行期日を12月1日からとするものでございます。

次に、議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第18条第2項中、100分の155を100分の153に改め、同条第3項中これは再任用職員の支給率になりますが、100分の155を100分の153に同じく100分の85を100分の83に改めるものでございます。

また、別表第1を次のように改めるとして、第3条関係でございますけれども8ページから11ページまでの行政職給料表に改めるものでございます。

11ページでございますが、附則といたしまして附則第1項につきましては、前議案同様の施行期日を12月1日から施行するとしたものであり、ただし書きにおきましては、別表第1の改正された給料表の規定は本年4月1日から適用するとしたものでございます。

また、第2項におきましては、給与の内払いを規定したものであり、第3項におきましては、施行に関し必要な事項は「町長へ委任する」とした委任規定でございます。

以上、一括上程されました議案第96号から議案第99号までの4議案につきまして提案理由をご説明いたしました。

ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷 寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君）

ただいまの説明でございますが、県の人事委員会の勧告に基づく改正であると、こういう説明でございますが、県の人事委員会の10月6日の勧告のなかにですね、4番目にですねその他の課題としてですね、通勤手当、ガソリン価格の高騰による

通勤の実情をふまえ、支給額等について検討する必要があるとなっておりますが、我が町においても検討すべきであると考えますが、町当局のこの問題に対する見解をお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県の人事委員会の勧告の内容の中で、4のその他の課題といたしまして、通勤手当ということで、ただいまご質問のと通りの支給額等について検討する必要があるというような勧告を受けた訳でありますけれども、町といたしましても県の動向等を勘案しながら、またガソリン価格につきましても、このところは価格もだいぶ下がってまいりましたので、そういった状況を見極めたうえで検討してまいりたいと思っております。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君）

1点目が、町の条例からみますと、いままでの別表第1に関しては5級6級が、号級で5級が85までですか、6級が78までだったんじゃないかと思うんですね。

今回の提出議案をみますと、5級で4段階増えて、6級で13段階増えてるんですね。このへんどうなのか、どういう理由なのか伺っておきます。

もう1点は、いま社会情勢が大変厳しい中で、職員給与に関する点でございますが、本当に社会情勢をみますとなかなか判断が難しいなと思っている一面がございます。特に今回、19年度の決算状況からみますと、ラスパイレス指数、これが類似団体平均よりも我が町は2ポイントほど上がっていると、また全国町村平均でも同じような推移であることを考えますと、やはり今年の1月21日にも改正いたしました。今回この社会情勢の中で、こういう判断、人事委員会の勧告であると、一面では、総務省は即、人勧に従って実施なさいとの内容の報道がございました。

地域の社会構造、あるいは経済状態を考えての考えはなかったかどうか伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の給料表の中の5級6級の中での号級の積み上げというふうな形のご質問かと思っておりますけれども、こちらにつきましては、給与表につきましては国家公務員の給与表に準じまして、県そして町となるわけでございますが、そちらのなかでは当該職員の号級のさらに上積みということで、そこにきましてから、それ以上の号級はありませんので、そのなかでの人事委員会の中で、給与表を積み上げてきているという状況を踏まえての本町におきましての給与表とのことで、ご理解を頂ければと思います。

それから2点目の給与改定にあたって、大変厳しい社会情勢の中、また本町におけます給与の公表の中でのラスパイレス指数のあり方ということで、本年1月21日の給与改定につきましては、19年12月に改定すべきものを先送りされて1月になったということで、ご理解いただければと思いますが、今回の社会情勢の厳しい中での勧告につきましては、議員の皆さまご承知のとおり各都道府県の人事委員会の中で、据え置きが36自治体ございます。

それから、引き上げ勧告したのが、福島県を含めて9自治体ということでございますので、非常に少ない中で、これまでの給与改定の状況を踏まえたなかで、人事委員会が0.18%の引き上げというふうに勧告されたのかなと考えてございます。

また、ラスパイレス指数その指数だけをみて、ポイントが高いということではなくて、給与構造の中身で、職員がどれだけいるか中身をみないと、その出てきている結果のみでは評価できないので、いまのところ公表の中では、類似団体、全国平均の中では、2ポイントほど上がっている状況ではありますが、そちらにつきましては、その内容を精査していただきましてよろしくご理解いただければと思っております。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第96号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、議決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

まもなく師走を迎え、公私とも何かとご多忙な時期を迎えることと思いますが、くれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君、） これにて、第3回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午御1時23分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

鏡石町議会議長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 円 谷 寅 三 郎

署 名 議 員 深 谷 莊 一

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
議案第96号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第97号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第98号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第99号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案等審査結果一覧表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案第 9 6 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.11.21	可 決
議案第 9 7 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.11.21	可 決
議案第 9 8 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.11.21	可 決
議案第 9 9 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.11.21	可 決